

電気用品安全法(PSE)対象外証明書

下記製品は電気用品安全法(昭和三十六年十一月十六日法律第二百三十四号 最終改正:令和二年法律第四十九号、令和三年四月一日施行)第8条第一項、電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)(改正:平成27年8月1日)に定める電気用品の対象外であることを証明する。



製品名	リチウムイオン蓄電池
製品型番	3S 5000 25C 11.1V LiPO
輸入事業者名	株式会社ミレー商事 東京都江戸川区船堀三丁目15-7深江ビル2F
組電池定格	11.1V, 5000mAh, 18.5Wh
セル数	3
セル定格	3.7V 5000mAh、角形 143.0x43.0x7.7 mm
エネルギー密度	392.4Wh/L
適用法令	電気用品安全法施行令第一条別表第二 一ニ リチウムイオン蓄電池(単電池一個当たりの体積エネルギー密度が四〇〇ワット時毎リットル以上のものに限り、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用及び産業用機械器具用のものを除く。)
規制対象外の理由	単電池一個当たりの体積エネルギー密度が 400Wh/L に満たないため
作成日	2020年8月3日
判定者	行政書士 EIL 国際法務事務所 特定行政書士 大澤雄治 大阪市中央区大手通1-4-1

